

警察手帳及び少年警察補導員手帳の取扱いに関する訓令

(平成14年 9 月24日県本部訓令第21号)

警察手帳並びに交通巡視員手帳及び少年警察補導員手帳の取扱いに関する訓令（昭和31年県本部訓令第6号）の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察における警察手帳及び少年警察補導員手帳の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 警察手帳の取扱いについては、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 警察官

(携帯)

第3条 警察官は、制服等（制服、活動服及び制服用ワイシャツをいう。以下同じ。）を着用するとき、又は私服を着用して職務を執行するときは、警察官に貸与する警察手帳（以下この章において「手帳」という。）を携帯しなければならない。ただし、私服の場合で、本部長又は所属長が職務の性質上携帯しないことを適当と認めたときは、この限りでない。

2 警察官が制服等を着用して手帳を携帯する場合の収納箇所は、次に掲げるとおりとする。この場合において、手帳のひもは、制服等の手帳用留めひも又は手帳用留めボタンに結び付けておくものとする。

(1) 男性警察官

制服等の上衣の左胸部のポケット

(2) 女性警察官

ア 冬服又は合服を着用する場合

上衣の左腰部のポケット（上衣を着用しない場合はベストの左腰部のポケット、上衣及びベストを着用しない場合はズボンの前面左のポケット）

イ 夏服を着用する場合

ベストの左腰部のポケット（ベストを着用しない場合は、ズボンの前面左のポケット）

ウ 活動服を着用する場合

前面左腹部のポケット

3 警察官が、私服を着用して手帳を携帯する場合は、ポケットのボタン、安全ピン、ボタン穴等に手帳のひもを確実に結び付けておくものとする。

(取扱い)

第4条 警察官は、手帳を丁寧に取り扱い、盗難、亡失、毀損等することのないよう注意するとともに、みだりに他人に呈示してはならない。

2 警察官は、手帳を携帯しない場合は、施錠設備のある場所に保管し、鍵は自ら保管するものとする。

3 手帳には、常に名刺を納めておくものとし、職務上必要のないものを挿入してはならない。

(証票)

第5条 証票に表示する階級等の英訳は、別表第1に定めるとおりとする。

(貸与)

第6条 警察官に対する手帳の貸与は、県本部会計課長（以下「会計課長」という。）が行うものとする。

(引換え)

第7条 会計課長は、本体、証票又は記章が著しく汚損又は毀損し、不体裁となったとき（証票については、昇任又は改姓の場合を含む。）は、引換貸与するものとする。

2 前項の規定により引換貸与を受けようとするときは、本体、証票（規則別図1備考3に定める写真1葉を含む。）又は記章を添えて別に定める手続により申請するものとする。

(手帳の保管)

第8条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手帳を保管するものとする。

- (1) 警察官が、心身の故障のため手帳を所持することが適当でないと認められるとき。
- (2) 警察官が、停職を命ぜられたとき。
- (3) 所属長が、亡失その他の事故防止のため特に必要があると認めたとき。

(報告)

第9条 警察官は、手帳を亡失（盗難を含む。）したときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに警察官及び交通巡視員の支給品及び貸与品の給貸与事務に関する訓令（昭和54年県本部訓令第14条）第23条第2項第1号の規定により、会計課長を経由して本部長に報告するものとする。

第3章 交通巡視員

(携帯)

第10条 交通巡視員は、勤務中は、交通巡視員に貸与する警察手帳（以下この章において「手帳」という。）を携帯しなければならない。

2 手帳の収納箇所は、次に掲げるとおりとする。この場合において、手帳のひもは、制服等の手帳用留めひも又は手帳用留めボタンに結び付けておくものとする。

(1) 男性交通巡視員

制服等の上衣の左胸部のポケット

(2) 女性交通巡視員

ア 冬服又は合服を着用する場合

上衣の左腰部のポケット（上衣を着用しない場合はベストの左腰部のポケット、上衣及びベストを着用しない場合はズボンの前面左のポケット）

イ 夏服を着用する場合

ベストの左腰部のポケット（ベストを着用しない場合は、ズボンの前面左のポケット）

ウ 活動服を着用する場合

前面左腹部のポケット

(準用)

第11条 手帳の取扱いについては、第4条及び第6条から第9条までの規定を準用する。

この場合において、「警察官」とあるのは「交通巡視員」と、「規則別図1」とあるのは「規則別図3」と読み替えるものとする。

第4章 少年警察補導員

(少年警察補導員手帳)

第12条 少年警察補導員手帳の制式は、別表第2のとおりとする。

2 少年警察補導員は、職務の執行に当たり少年警察補導員であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない。

(携帯)

第13条 少年警察補導員は、職務を執行するときは、少年警察補導員手帳を携帯しなければならない。ただし、本部長又は所属長が職務の性質上携帯しないことを適当と認めた場合は、この限りでない。

2 少年警察補導員が、少年警察補導員手帳を携帯する場合は、ポケットのボタン、安全ピン、ボタン穴等に手帳のひもを確実に結び付けておくものとする。

(準用)

第14条 少年警察補導員手帳の取扱いについては、第4条及び第6条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「警察官」とあるのは「少年警察補導員」と、「手帳」とあるのは「少年警察補導員手帳」と、「規則別図1」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

(一般職員の被服の貸与等に関する訓令の一部改正)

2 一般職員の被服の貸与等に関する訓令（平成10年県本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成18年5月26日県本部訓令第22号）

この訓令は、平成18年5月26日から施行する。

附 則（平成25年7月11日県本部訓令第26号）

1 この訓令は、平成25年7月11日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に貸与されている警察官の証票に係る階級等の英訳については、改正後警察手帳及び少年警察補導員手帳の取扱いに関する訓令第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年8月21日県本部訓令第27号）

この訓令は、令和7年8月21日から施行する。